

特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会
合

第10回

令和3年7月8日（木）

原子力規制委員会

特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合

第10回 議事録

1. 日時

令和3年7月8日(木) 14:00～14:44

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

原子力規制庁

小野 祐二	審議官
田口 達也	安全規制管理官(実用炉審査担当)
止野 友博	企画調査官
高橋 丈志	管理官補佐
立元 恵	管理官補佐
中野 光行	上席安全審査官
深堀 貴憲	上席安全審査官
松野 元徳	上席安全審査官
石井 徹哉	主任安全審査官

三菱重工業株式会社

岸本 純一	原子力セグメント	機器設計部	主席プロジェクト統括
川原 慶幸	原子力セグメント	機器設計部	主席技師
齋藤 雄一	原子力セグメント	機器設計部	プラント機器設計課 主席チーム統括
齋藤 慶行	原子力セグメント	機器設計部	プラント機器設計課 主席技師
豊田 康正	原子力セグメント	炉心・安全技術部	炉心・放射線技術課 主任
高田 祐太	原子力セグメント	炉心・安全技術部	炉心・放射線技術課 主任

4. 議題

(1) 三菱重工業(株)発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明について

(2) その他

5. 配付資料

- 資料1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請 設置許可基準規則への適合性について
- 資料1-2 補足説明資料 16-3 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 遮蔽機能に関する説明資料
- 資料1-3 補足説明資料 蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法における安全機能維持に関する説明資料
- 資料1-4 補足説明資料 バスケットプレート用材料に関する説明資料
- 資料1-5 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請 設置許可基準規則への適合性について（概要版一式）

6. 議事録

○小野審議官 定刻になりましたので、ただいまから第10回特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合を開催します。

本日の議題は、一つでございまして、三菱重工業株式会社発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明についてです。

本日の会合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、テレビ会議システムを利用しております。このため、音声等が乱れた場合には、お互いにその旨を伝えるようにして、議事進行に努めていただきたいと思います。

それでは、議事に入ります。

資料についての説明を始めてください。

○三菱重工業（齋藤） 三菱重工業の齋藤です。

本日は設置許可基準規則への適合性説明のうち、頂いた指摘事項への回答を行います。

御説明は、資料1-1を基に行います。資料1-2から資料1-5は補足説明資料でありまして、必要に応じて使用いたします。

それでは、2ページをお願いいたします。

2ページから7ページにかけて、指摘事項への回答状況を示しております。本日は残りの2ページに示しますNo.1のコメント、それから飛びまして5ページの8のコメント

メント、それから6ページの9の三つの回答を行います。

これより回答いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、No.1への回答になります。指摘事項は「型式証明における申請範囲と審査対象を明確に分けて整理を行うこと。また、今後、後段審査との関係において詳細設計の評価を行うために必要となる条件を具体化すること。」です。

こちらへの回答ですけれども、これまでの審査を踏まえまして、特定兼用キャスク及びその関連部品/設備の申請範囲、審査対象を8ページに、それらの条文適合性説明対象を9ページから10ページにかけて整理しております。また、後段の型式指定申請において実施します詳細設計、こちらの評価に用いる条件を11ページに明確にするとともに、設置（変更）許可申請への引継事項を12ページに整理いたしました。

まず、8ページには申請範囲、審査対象とする部品、設備を表で整理しております。こちらには、部品及び設備に対して、各審査段階で審査範囲及び審査対象となるものに丸の印を、また審査範囲外の部品ではありますが、特定兼用キャスクの安全機能を維持するための安全設計全般に係る設計方針に関連し、後段申請への引継事項を示すために審査に含めているものを三角で示しております。

型式証明では、特定兼用キャスクのうち、キャスク本体、バスケット、一次蓋、二次蓋、貯蔵用三次蓋が審査対象であり、周辺施設については審査範囲外ですが、周辺施設のうち、貯蔵用緩衝体につきましては電気事業者への性能要求を引き継ぐ必要がありますので、その内容を審査いただくために三角として整理しております。

続いて9ページをお願いします。

9ページ、それからその後の10ページに、部品設備のうち、貯蔵時に係る条文適合性説明対象を整理した結果を示しております。

9ページの表ですけれども、設置変更・設置許可基準規則のうち、型式証明の申請範囲としております第4条のうち第6項、第5条のうち第2項、第6条のうち第4項と第5項、第16条のうち第2項と第4項に対する型式証明及び設置（変更）許可における適合性説明対象の整理をしております。

表の下の注意書きに示しておりますとおり、表中の丸印は条文要求に対する要求機能を有するものとして適合性説明を行うもの、それから括弧をつけた丸印は設置（変更）許可において型式証明の適合性説明での設計方針及び使用条件の範囲内、それらの確認を行う

もの、三角の印は条文要求に対する要求機能を有しないが、設計方針を確認する上で機器構成上必要となるもの、バーは適合性説明の対象外であることを示しております。

型式証明では、特定兼用キャスクの条文適合性を審査いただき、周辺施設に関しましては設置（変更）許可で審査いただくこととなります。

周辺施設のうち、貯蔵用緩衝体及び貯蔵架台、これらにつきましては、第4条、第5条、第6条の型式の審査範囲にしている対象項に対する要求機能を有しておりませんので、三角印としております。

なお、第5条及び第6条の対象項に対しては、特定兼用キャスクの安全機能品に対して貯蔵用緩衝体の存在を考慮せずに健全性を評価しております。

第16条の対象項に対しましては、設置（変更）許可において貯蔵用緩衝体の長期間の健全性や、圧力センサー、温度センサーによる監視の要求に対する説明を行うこととなります。

先ほど申し上げたとおり、この表は型式証明の審査範囲としている条項に対して示すものですので、例えば第4条に対しては、この表には示しておりません第1項の要求に対して周辺施設には耐震性の要求があります。これについては別途、設置（変更）許可において説明がなされることとなります。

10ページ、お願いします。

10ページの表ですけれども、こちらは先ほどの9ページの表と同様に、後段の型式指定と設工認で説明する技術基準規則への適合性対象を整理したものです。記号の意味は、9ページの表と同じです。

型式指定、設工認は、型式証明、設置（変更）許可と適合性説明対象は同じですので、丸印、三角印を付している箇所は、先ほどの表と同じとなります。

次に11ページをお願いします。

11ページでは、型式指定での設計方針の妥当性詳細を示すうえで必要となります施設側の条件を表で整理しております。

この後の御回答で説明します安全設計全般に係る設計方針の説明におきましては、貯蔵用緩衝体の使用、地震、津波、外部からの衝撃による損傷防止においては、貯蔵架台の特定兼用キャスクを支持する条件を、またキャスクの除熱評価におきまして周囲温度や貯蔵建屋の壁面温度を条件として用いる予定としております。

次に12ページをお願いします。

12ページには、これまでの適合性説明で示した設置（変更）許可申請への引継事項を表に整理しております。

こちらに示す内容を型式証明申請書に記載し、設置（変更）許可ではこれらの条件が貯蔵施設の設計条件と同じであること、またはその範囲内であることを御確認いただくということとなります。

No.1〳〳への回答は以上です。

続いて、13ページ、お願いします。

次に指摘事項No.2〳への回答です

指摘事項ですが、こちらは遮蔽機能に関するコメントになっておりまして、遮蔽機能の評価に用いる遮蔽解析コードにつきまして、MCNP5とDOT3.5の適用の考え方が整理されたことを踏まえ、後段の手続、特定兼用キャスクの設計の型式指定に係る申請等との関係を考慮した上で、遮蔽機能の評価方針に関する申請書記載の適正化を検討すること、また解析検証により示したMCNP5の適用範囲について補足説明資料を含めた申請書類の中で明確にすることとなります。

こちらへの回答ですけれども、型式証明申請では認可実績のあるDOT3.5コード及び現実的な評価モデルが取り扱えるMCNP5コードを用いて遮蔽機能の評価を実施しております。型式指定申請ではDOT3.5コードまたはMCNP5コードのいずれかを選択した上で、遮蔽機能評価に適用します。

現状の型式証明申請書では型式指定申請において遮蔽解析コードのうち、いずれかを選択して用いる旨が記載されていないため、こちらを明記します。

また、MCNP5の適用範囲についてですが、MCNP5コードの妥当性検証はORIGEN2コードにより設定した線源強度、これを用いまして、MCNP5コードを用いた線量当量率評価を組み合わせた手法でありますので、遮蔽解析にMCNP5コードを適用するに当たっては、この組合せによる手法ということを、その適用する範囲として型式証明申請書に明記いたします。

No.8〳への回答は以上です。

続いて、14ページお願いします。

最後に、指摘事項No.9〳への回答です。

No.9〳の指摘事項は、設置許可基準規則第3条、設計基準対象施設の地盤への適合のための設計に関し、特定兼用キャスクの設置方法②に関する安全設計全般の設計方針について、電気事業者による設置（変更）許可申請に引き継ぐべき貯蔵用緩衝体の具体的な設計

条件を説明することになります。

回答ですが、MSF-24P型の設置方法であります蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法、こちらにおいて、蓋部の金属部への衝突に対して安全機能が損なわれないとする安全設計条件の考え方及び電気事業者による設置（変更）許可申請、こちらに引き継ぐべき貯蔵用緩衝体の具体的な設計条件を15ページのほうに整理しました。

また、この整理を踏まえまして、第3条及び第4条の前提条件となる安全設計全般に係る設計方針、型式証明及び型式指定での説明事項並びに事業者審査への引継事項等を16ページから21ページにかけて示しておりますので、これらを併せて御説明します。

15ページをお願いします。

15ページを用いまして、蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法において、蓋部の金属部への衝突に対して安全機能が損なわれないとする安全設計条件の考え方及びそれを踏まえての設置（変更）許可申請に引き継ぐ貯蔵用緩衝体の具体的な設計条件を説明します。

まず、こちらのページの一つ目の矢羽根に示す内容になりますが、設置許可基準規則の解釈におきまして、輸送荷姿により設置される場合、それから緩衝体の装着等により兼用キャスク蓋部が金属部へ衝突しない方法により設置する場合においては、蓋部の金属部への衝突に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないものとされております。

次に二つ目の矢羽根になります。この輸送荷姿についてですが、これは事業所外運搬規則に規定される特別の試験条件、このうち特定兼用キャスクに生じる荷重が最も大きくなり、安全機能に与える影響が大きい、9m高さからの落下に耐える設計として日本機械学会の金属キャスク構造規格で定められる供用状態Dの基準を満足する設計としております。

左下の図は、水平落下、水平姿勢での9m落下時の模式図ですが、輸送用緩衝体を装着したキャスクが落下し、緩衝体の変形によるエネルギー吸収により発生する荷重、これが蓋部に発生する状態を示しております。

設置許可基準規則及び審査ガイドでは、蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法について、この蓋部の金属部への衝突に対して、安全機能が損なわれるおそれがないことの条件が明確にされておられません。

そこで、安全機能が損なわれるおそれがないことが明確となっております輸送荷姿、こちらにより設置される場合との同等性をもちまして、蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法の安全設計条件を設定します。

これが、このページの三つ目の矢羽根の示す内容になります。

この設置方法において、蓋部の金属部への衝突に対して、安全機能が損なわれるおそれがないことを示すために、衝突時に特定兼用キャスクの蓋部に生じる荷重が落下試験Ⅰの9m落下において蓋部に生じる荷重以下であり、かつ、その荷重によって特定兼用キャスクの安全機能を担保する部材に発生する応力が供用状態Dの供用基準を満足する緩衝性能を有することを貯蔵用緩衝体の設計条件とし、それを設置（変更）許可への引継事項というふうにいたします。

16ページ、お願いします。

15ページの整理を踏まえまして、16ページにはMSF-24P型の設置方法に関する安全設計全般に係る設計方針と、その妥当性確認方法、それから設置（変更）許可申請への引継事項を記載しております。

設計方針としては、一つ目の矢羽根になりますが、MSF-24P型は貯蔵用緩衝体の装着により蓋部の金属部への衝突に対して安全機能が損なわれない蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法により貯蔵する設計とします。

また、二つ目の矢羽根ですが、蓋部の金属部への衝突に対して、先ほど説明しましたとおり、蓋部の金属部への衝突に対して、特定兼用キャスクの蓋部に生じる荷重が事業所外運搬規則への適合性説明で示す特別の試験条件のうち、落下試験Ⅰ、9m落下において蓋部に生じる荷重以下であり、かつ安全機能を担保する部材が供用状態Dの許容基準を満足する緩衝性能を有することを貯蔵用緩衝体の設計条件とします。

次に、この設計方針の妥当性確認についてですが、型式証明、型式指定では、周辺施設である貯蔵用緩衝体、これは審査の範囲外でありますので、補足説明という扱いになりますが、型式証明では一つ目の矢羽根に記載のとおり、9m落下において蓋部に生じる荷重が特定兼用キャスクの蓋部に作用しましても、安全機能を担保する部材に発生する応力が供用状態Dの許容基準を満足できる見通しであることを確認しております。

この内容は22ページに示しておりますが、22ページの説明は以前の審査会合で説明をさせていただいておりますので、本日は割愛をさせていただきます。

また、二つ目の矢羽根に記載のとおり型式指定では、貯蔵用緩衝体を装着した状態で詳細設計に対して型式証明で実施した詳細の確認を具体的に説明させていただくことを考えております。

設置（変更）許可への引継事項として、先ほど説明した性能を有する貯蔵用緩衝体を装着するという引継事項といたします。

17ページ、お願いします。

17ページには、先ほどの16ページで説明した内容を踏まえまして、安全評価方針と型式証明とその後段審査のある型式指定、設置（変更）許可、設工認の各審査段階での説明事項を示しております。ここに、このページに示す内容については、次の18ページと19ページのフロー図を用いて説明します。

次の18ページ、お願いします。

18ページには、型式指定の後に設置（変更）許可申請が実施される場合としての安全評価フローを示しております。

この図の一番左側ですけれども、こちらには、事業所外運搬規則への適合性説明のうち、9m落下の流れを示しております。ここでは、輸送荷姿において9m落下時に蓋部の生じる荷重、これは荷重 F_{t1} としておりますけれども、これを算出するとともに、その荷重を入力時要件として特定兼用キャスクの生じる応力が供用状態Dを満足することを説明します。この適合性説明は、核燃料輸送物の設計承認申請または型式指定において審査がなされる予定です。

次に、その右側には、型式証明のフローを入れております。型式証明では、輸送荷姿において9m落下時に特定兼用キャスクの蓋部に生じる荷重を設定し、その状態での特定兼用キャスク能力が供用状態Dの基準を満足するその見通しがあることを確認しております。

次に、型式指定ですが、型式指定では、評価上の設定として、貯蔵用緩衝体を装着した状態で、想定事象を仮設定しまして、その際に蓋部に生じる荷重、こちらを F_{t2} として算出します。この F_{t2} が輸送荷姿で生じる F_{t1} よりも小さいことを確認し、そして、 F_{t1} を特定兼用キャスクの蓋部に作用させて算出される特定兼用キャスクの応力が供用状態Dを満足することを確認する予定です。

また、設置（変更）許可・設工認では、安全評価として、貯蔵用緩衝体を装着した状態において貯蔵施設、この設計に応じて想定事象を選定し、同様に蓋部に生じる荷重、 F_{t3} を算出します。この荷重が F_{t1} よりも小さいことを確認し、ここでは F_{t3} を特定兼用キャスクに入力し、その結果、特定兼用キャスクの応力が供用状態Dを満足することにより設計方針の妥当性確認が完了することになります。

先ほども申しあげましたとおり、型式証明、型式指定では、貯蔵用緩衝体は審査対象外でありますので、型式証明指定での安全評価の説明は補足説明の位置づけとなりますけれども、設置（変更）許可、設工認の安全評価における一つの道筋を示すものとして寄与す

るものと考えております。

19ページをお願いします。

19ページには、型式指定の前に設置（変更）許可が行われる場合のフローを示しております。

型式証明の後に設置（変更）許可があり、その後型式指定、設工認と続く形になりますけれども、各段階で実施する安全評価の内容につきましては、先ほどの18ページで示した内容と同じになります。

続いて、20ページをお願いします。

20ページには、特定兼用キャスクの応力評価に用いる許容基準である供用状態Dの基準を示しております。

安全機能を担保する強度部材に対しまして、日本機械学会の金属キャスク構造規格に示される許容基準として、こちらの表の一番右の列に示す適用分類前の基準を適用します。

最後に、21ページをお願いします。

ここまでの回答のまとめとしまして、型式証明及び型式指定での説明事項を21ページに示しております。

指摘事項N0.9への回答は以上となります。

こちらの資料1-1の説明につきましては、以上でございます、これにて弊社からの御説明を終了いたします。

○小野審議官 それでは、質疑に入ります。

○松野上席安全審査官 規制庁の松野です。

1点、確認がございます。

資料の1-1の12ページでございますが、こちらでは設置（変更）許可申請への引継事項について表で整理されております。この表を見ますと、第16条の遮蔽と閉じ込め、長期健全性に係る引継事項はなしとしております。

例えば、この除熱のところを見ますと、キャスクの周辺温度、建屋の壁面温度を条件としておりますが、閉じ込めにつきましてもキャスクの周囲の温度について設計条件が設定されているかと思えます。

ちなみに、この閉じ込めで設定しているこの条件というのは、引継事項に該当するのかわからないのか、確認をしたいと思います。

説明をお願いいたします。

○三菱重工業（齋藤） 三菱の齋藤でございます。

12ページの表に記載しているものにつきましてですが、このうち16条の適合性に関するものとして施設設計、そのインターフェースとして主なものを挙げたものになります。

御指摘いただいたとおり、その他の安全機能評価に用いるものとして、閉じ込めにつきましては施設の最低使用温度でありますマイナス20℃を使った評価を行っております。こちらの評価は、この温度というのは、性能に与える影響というのは小さいものという認識ではありますけれども、細かいものとしての条件としては一つの条件となっております。それらの細かいものにつきましては、申請書へ反映方法を検討して、今後、補正の中でお示ししていきたいと思っております。

以上です。

○松野上席安全審査官

閉じ込めの条件についても引き継がれるということで、理解しました。

○石井主任安全審査官 規制庁の石井です。

私のほうからも認識確認を1件やらせていただきます。

資料1-1の同じく12ページになるんですが、今こちらから追加説明いただきましたことで、設置（変更）許可申請への引継事項としては、当初の申請に記載のあった、特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲及び特定機器を使用することができる原子炉施設の条件、こういうものを抜粋転記していただいた上に、審査会合での議論において引継条件を設けることが必要と整理された貯蔵用の緩衝体の装着、こういった事項も加えられていると理解できましたので、今までの審査経緯は反映されていると考えています。

これら以外に、ここには主立ったものと言われていましたが、これら以外に記載がないということは、例えば、電気事業者が設置する貯蔵施設における特定兼用キャスクの運用の面から特定兼用キャスク本体の設計を制約すると想定される事項などの申請書中の使用の範囲や条件、ここに追記して電気事業者のほうへ引き継ぐべき事項はほかには認めていないと、そういう整理になっていると、こう解釈しておるのですが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○三菱重工業（齋藤） 三菱の齋藤でございます。

基本的には、今、石井さんがおっしゃった理解、認識で、私どももおります。

特定兼用キャスクの使用なり、使用される使用済み燃料の種類であったりとか、そういった部分というのは当然、キャスクの使用として整理しておりますので、当然、その部分

は電気事業者さんに引き継がれるものと考えておきまして、使用施設設計への設計条件となり得る部分に対しての影響というところではこちらの表に示したものが主なものとなっております。先ほど閉じ込めの中で御指摘いただいた最低使用温度につきましても加えることといたしますけれども、基本的にはその認識でおります。

以上です。

○石井主任安全審査官 規制庁の石井です。

そちらの認識は大体理解できました。以上です。

○松野上席安全審査官 規制庁の松野です。

18ページ目、19ページ目に設置方法に関する安全評価方針の今後の審査の流れのイメージ、例として示されております。

この中で、型式指定の安全評価のフローでございますが、これを上から順番に見ていきますと、貯蔵用緩衝体を装着と。その下に、その想定事象の選定、その横に仮設定ということが書かれております。まずここで、その仮設定は具体的に何を指すのかというところを説明をお願いしたいのと、あともう1点は、その下に、蓋部に生じる荷重、 Ft_2 という荷重を算出というのと、その右のところの許可・工認のところを見ますと、こちらではその蓋部に生じる荷重を Ft_3 と算出すると書かれております。

この Ft_2 と Ft_3 の違いについても併せて説明をお願いいたします。

○三菱重工業（齋藤） 三菱の齋藤です。

まず、御質問の1点目でございますけれども、型式指定でのフローにおきまして、貯蔵用緩衝体を装着するということと、あと、想定事象を選定する部分を、こちらを仮設定という形で、こちら、評価上の設定というふうな形で、赤でくくってございます。

私どもとしましては、こちらの一連のフローというのは電気事業者さんの設置（変更）許可・設工認の中で確認を頂くというのが正式な審査の流れの中の一部と考えております。

型式指定というのは、説明でも申し上げたとおり、補足的な位置づけということで、その設置（変更）許可・設工認への一つの流れの寄与ということで、説明を行わせていただくと考えております。

想定事象のところですが、想定事象というのは、貯蔵施設の設計、それから運用を踏まえて設定されるものというふうに認識しておきまして、こちらはその実際の設置（変更）許可・設工認で行われる設定について妥当性が審査されるものであると考えます。

ですので、型式指定の中では想定がされる代表的な事象を仮定して設定すると、そうい

うふうな位置づけになります。

事象につきましては、このMSF-24P型が横置き姿勢での貯蔵であるということで、踏まえますと、基本的には横置き状態から地盤に水平姿勢で、あるいは少し傾いた状態で、落下・転倒するというような状態が想定されます。

また、この水平状態で置かれた状態で、地震力によって水平方向に横滑りするというような状態も想定されますので、それらの想定がつくような事象というのをピックアップしまして、それらに対して評価を行うということを考えてございます。

二つ目の御質問ですけれども、型式指定の中で算出される Ft_2 とその後の電気事業者さんの中で算出される FT_3 、この関係性ですけれども、審査の中で正となるものは電気事業者さんの中で、審査の中で算出される HT_3 、こちらになります。

あくまでも、型式指定というのは補足的説明の位置づけでありまして、 Ft_2 というのは型式指定の中でのみ算出される数字になっておりまして、基本的にはこの Ft_1 に近いような荷重を、二段目にはどのような状態、落下高さとしてどれぐらいの高さかというところが出されるものと思いますけれども、あくまでも想定事象というのが仮設定の状態になっておりますので、そちらは仮の数字という位置づけになりまして、 Ft_3 というものに対しては、直接関係性がないというようなことになります。

以上でございます。

○松野上席安全審査官 規制庁、松野です。

今の御説明の中で、仮設定の事象ということで、横置きで落下もしくは横滑りというのが御説明でありましたけれども、今後は型式指定で詳細は確認していくことにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○小野審議官 ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

規制庁、小野ですけれども、すみません。ちょっと本日から私参加したので、ちょっとお聞きしたいことがございます。申請の具体的、技術的内容ではございませんが、今回、三菱重工がこの横置きのキャスクで型式証明を取ろうとしたその意図と言いますか、考え方を教えていただけますでしょうか。

○三菱重工業（岸本） 三菱重工の岸本と申します。

今御質問いただきました横置きでの貯蔵ということでございますけれども、やはりこれ

まで電力さんによっては縦置きでキャスクを頑健な建屋の中に設置するという貯蔵を考えられている電力さんが中心でございましたけれども、これからやはりそういう頑健な場所に貯蔵ができないケースというのも考えられますので、そういったときにこの横置きで、蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法で貯蔵することによって、この乾式貯蔵キャスクによる使用済み燃料対策というものが幅広く適用できるのではないかとということで、弊社といたしましてはこの横置きの貯蔵というものも適用できるように準備を進めたいと、そういう意図で申請させていただきます。

以上です。

○小野審議官 規制庁、小野です。どうもありがとうございます。

今お話もありましたように、国内の電力会社をはじめとするこの貯蔵というのは、建屋の中に縦置きで置くというのが主流であって、なかなかこの横置きを採用するというプランはあまり聞いたことがない。これは多分、ひとえに敷地の大きさとかそういったところに起因するのかなと思っております。

ですから、今回の型式証明のプランとしては、新しいユーザーと言いますか、ニーズに応えるべく、準備しておきましょうと、そういう発想でやられたのかなということで理解しました。

ありがとうございます。

○止野企画調査官 原子力規制庁、止野でございます。

本件の審査に関しましては、審査会合で指摘した論点につきましては、おおむね回答がいただけたのだろうとそのように認識をさせていただきます。

引き続き、細かな点につきましては、確認をしてまいりたいと思いますけれども、今まで審査会合で議論をした内容を踏まえて、補正申請、こちらを出していただきたいというふうに思っております。

よろしいでしょうか。

○三菱重工業（齋藤） 三菱の齋藤です。

これまでの審査会合の議論、いただいた結果を踏まえまして申請書のほうの適正化を行い、補正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○止野企画調査官 原子力規制庁、止野です。

補正申請がなされましたら、こちらのほうも内容のほうの確認を進めてまいりたいと思

いますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

○小野審議官 ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日予定していた議題は以上でございます。それでは、第10回審査会合をこれにて閉会いたします。

どうもありがとうございました。